

○母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例

昭和55年3月31日

条例第12号

改正 昭和58年6月30日条例第40号

昭和59年12月22日条例第56号

平成8年3月19日条例第8号

平成10年6月24日条例第35号

平成19年3月12日条例第19号

平成20年3月21日条例第14号

平成26年9月22日条例52号

(目的)

第1条 この条例は、母子又は父子の家庭及びこれらに準ずる家庭に対し、医療費の一部を助成し、もってこれらの家庭の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「母子又は父子の家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する者が、次項に規定する児童と生計を一にしている家庭をいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別し、又は離婚した者であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの

(2) 配偶者の生死が明らかでない者

(3) 配偶者から遺棄されている者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこれらと同様の事情にあると認める者

2 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この条例において「父母のない児童」とは、父及び母と死別した児童及び規則で定めるこれに準ずる児童をいう。

(平成8条例8・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 母子又は父子の家庭の母又は父
- （2） 母子又は父子の家庭の児童
- （3） 父母のない児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成を受けることができない。ただし、第4号又は第5号に該当する場合において、災害により損害を受けた者があるときは、規則で定めるところによる。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者
- （2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）により医療を受けることができる者
- （3） 心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年千葉市条例第29号）により医療費の助成を受けることができる者

（4） 母子又は父子の家庭の母又は父及び父母のない児童と生計をいずれかにしている者（以下「母子家庭の母等」という。）の前年（1月から7月までの間に受けた治療に係る助成にあつては、前々年。以下同じ。）の所得が規則で定める額以上であるときの当該母子又は父子の家庭の母又は父、当該母子又は父子の家庭の児童及び当該父母のない児童

（5） 父母のない児童と生計をいずれかにしている者の配偶者の前年の所得又は母子家庭の母等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその母子家庭の母等と生計をいずれかにしているものの前年の所得が規則で定める額以上であるときの当該母子又は父子の家庭の母又は父、当該母子又は父子の家庭の児童及び当該父母のない児童

3 前項第4号及び第5号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（昭和58条例40・昭和59条例56・平成8条例8・平成10条例35・

平成19条例19・平成20条例14・一部改正)

(助成の範囲)

第4条 助成は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法、社会保険各法及び規則で定めるその他の法令（以下「その他の法令」という。）により対象者又は保護者（親権を行う者、後見人又は現に児童を監護する者をいう。以下同じ。）が負担すべき額について行うものとする。ただし、医療費に関する附加給付があるときは、その額を控除して得た額について行うものとする。

(1) 国民健康保険法により対象者に係る療養の給付又は療養費の支給があったとき。

(2) 社会保険各法により対象者に係る療養の給付又は療養費の支給があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その他の法令により対象者に係る医療に関する給付があったとき。

2 助成は、市長が対象者であることの認定をした日の属する月から行うものとする。

(昭和59条例56・全改)

(助成の方法)

第5条 助成は、助成する額を対象者又はその保護者に支給することによって行うものとする。

2 助成は、治療が終わったときに行うものとする。ただし、1月以上継続して治療を受けている場合は、月を単位として行うものとする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、対象者が医療費に関し第三者から損害賠償を受けたときは、その額の限度において助成を行わず、又は既に助成した額を返還させることができる。

(昭和59条例56・追加)

(助成費の返還)

第8条 偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、市長は、その者から既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(昭和 5 9 条例 5 6 ・旧第 7 条繰下)

(譲渡又は担保の禁止)

第 9 条 助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(昭和 5 9 条例 5 6 ・旧第 8 条繰下)

(時効)

第 1 0 条 助成を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する。

(昭和 5 9 条例 5 6 ・旧第 9 条繰下)

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭和 5 9 条例 5 6 ・旧第 1 0 条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 5 5 年規則第 2 9 号で昭和 5 5 年 7 月 1 日から施行)

附 則 (昭和 5 8 年 6 月 3 0 日条例第 4 0 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 5 9 年 1 2 月 2 2 日条例第 5 6 号)

- 1 この条例は、昭和 6 0 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の母子等の家庭の医療費の助成に関する条例、第 2 条の規定による改正後の乳幼児の医療費の助成に関する条例、第 3 条の規定による改正後の老人の医療費の助成に関する条例及び第 4 条の規定による改正後の心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、昭和 6 0 年 1 月 1 日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成 8 年 3 月 1 9 日条例第 8 号)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の母子等の家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成１０年６月２４日条例第３５号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第３条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成１０年規則第４８号で平成１０年８月１日から施行）

附 則（平成１９年３月１２日条例第１９号）抄

（施行期日）

１ この条例は、平成１９年８月１日から施行する。

（母子等の家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

８ 前項の規定による改正後の母子等の家庭の医療費の助成に関する条例第３条第２項及び第３項の規定は、施行日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

９ 附則第３項の規定によりなお従前の例により助成を受けるとされた者については、附則第７項の規定による改正前の母子等の家庭の医療費の助成に関する条例第３条第２項第３号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成２０年３月２１日条例第１４号）抄

１ この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

１ この条例は、平成２６年１０月１日から施行する。